

TCフォーラムの「TC」はTaxpayer Charter (納税者権利憲章)の頭文字を意味しています。

## 「納税者権利憲章は必ず制定させる」 水戸将史参議院議員 (民主党・財政金融委員会委員・税理士) が記念講演

さる6月12日(土曜日)、東京税理士会館においてTCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)の第18回定時総会が開催された。総会に先立ち、民主党参議院議員で税理士でもある水戸将史氏が「納税者権利憲章制定の国会内情勢、米国・韓国の納税者保護状況を視察して」と題して記念講演を行った。鳩山内閣から菅内閣に代わったばかりで民主党の代表選の裏話など、政権与党にある民主党の内情を話していただいた。講師の紹介と司会は長谷川博氏(TCフォーラム事務局)が担当した。講演要旨は以下のとおり(文責湖東)。

### (1) 菅総理誕生と自己紹介

菅新内閣が誕生した。鳩山・小沢体制のときは党内に重苦しい雰囲気があったが、よい意味で重石が取れたので明るくなった感じがする。代表選挙では、私は「一新会」(小沢一郎氏の派閥)ではないが、菅氏の対立候補者である樽床氏を熱心に応援した。その理由は樽床氏に神奈川県松沢知事選のとき同じ松下政経塾ということで大変お世話になったからだが、党内の雰囲気を一新するためにも、「また菅さんか……」というのはいやな思いもあったこともある。いずれにしても鳩山・小沢体制が変わったことはいいことだといえる。

私は税理士ということもあり、財金のメンバーとして野党時代の昨年6月から9月の3ヶ月間、民主党の納税者権利憲章・国税通則法の勉強会に参加した。この勉強会は藤井裕久氏、峰崎直樹氏、仙谷由人氏、枝野幸男氏、古川元久氏、古本伸一郎氏、原口一博氏など24名が参加し、6回ぐらい行ったが、衆議院選挙のあと政権与党となり、ご存知のようにこれらのメンバーが政府の中核に入ったため、結論が出ないまま立ち消えとなってしまった。改めて国会議員によるプロジェクトチームを立ち上げて納税者権利憲章問題に対処していかなければならないと思っている。

### (2) 菅新体制と納税者権利憲章制定の方向

納税者権利憲章制定は、鳩山内閣のときに組



「重石が取れて民主党は明るくなった」と講演する水戸将史参議院議員

織された政府税調（会長・菅直人財務大臣）の下に専門家委員会（座長・神野直彦氏）が発足し、そのまた下の「納税環境整備小委員会」（座長・三木義一氏）で検討が続けられてきた。総理がかわってもこの小委員会での検討はそのまま続けられていくことになる。もっとも税調会長は新しく財務大臣になった野田佳彦氏になりメンバーも多少かわることになるが、専門家委員会の下に現在設けられている基本問題小委員会と納税環境整備小委員会はそのまま残ると思う。

納税者権利憲章の制定方法としては、①国税通則法の一部を改正し、そこに納税者の権利保護条項を設け、納税者権利憲章を作成・頒布する方法、②国税通則法とは別に「納税者権利保護法」を特別法として新しく立法する方法、③納税者権利憲章を宣言的につくったうえ、運用面で納税者の権利を保護する方法、の三つが考えられる。納税環境整備小委員会は6月末までに検討結果を「論点整理」として出す予定だが、②の方法が最有力視されている。

菅氏は財務大臣のときから番号制度の検討を急ぐよう納税環境整備小委員会に依頼していたが、歳入庁構想とあわせて今後の課題となるだろう。小委員会はとりあえず納税者権利保護法と国税不服審判所問題を上げる方向で動いているようだ。小委員会の「論点整理」はまず、専門家委員会（座長・神野直彦氏）にあげられ、そのうち、国会議員によって構成されるプロジェクトチームが法案をもって行く最終作業を行うことになろう。私は何としても次の国会で制定させたいと思っている。

余談だが、民主党の税制改正の考え方は神野直彦氏によるところが大きい。神野氏はスウェーデン型の社会を念頭に給付付き税額控除制度や法人税を下げた所得税を上げていくという考え方を持っている。民主党の子ども手当や法人税引き下げ等の基本政策は神野理論による。

### (3) 納税者権利保護法の制定は国際的潮流

納税者の権利を保護するという流れは、OECDが1990年に出版した『納税者の権利と義務』によって一気に加速したとあっていい。OECD委員会は「国家にとって納税者は国家を支える税金を負担して下さる大切なお客様（クラ

イアント）であり、このことを前提として安定的な税収が確保できる」とし、納税者の権利保護がすべての加盟国にとって必要だと述べている。

1975年にフランスが「納税者憲章」を作成したのを皮切りに、77年にはドイツが租税基本法を制定し、86年にはイギリスとニュージーランドが、88年には米国が第一次納税者権利保障法を、90年にはインド、96年には韓国が国税基本法に納税者権利保護条項を制定している。この波はアジアにも波及しているが、日本は大きく立ち遅れてしまった。日本は政権交代が実現したことでもあり、何としてもこの秋には納税者の権利保護法制を制定させなければならない。

### (4) 韓国の納税者権利保護状況、歴史と最近の状況

私は今年3月に長谷川先生たちと韓国の納税者権利保護状況の視察に行ったので、その報告をしたい。韓国は96年の国税基本法の改正に基づき97年に納税者権利憲章を作成・頒布した。また99年には、調査の結果税額が増える場合、あらかじめ納税者に追加税額を示し、課税前にその適否を審査してもらう事前救済制度・「課税前適否審査制度」を設けた。

99年にはさらに「納税者保護担当官制度」を設け、全国の税務署に107名の保護担当官を配

## 水戸市議会の国会内 納税者権利保護状況を 民主党参議院議員 財政金融委員会委



韓国やアメリカの納税者権利保護状況を視察し、日本にも納税者の権利を保護する法制の制定が必要だとする水戸将史参議院議員

置した。納税者保護担当官制度は税務調査の過程で納税者の権益が侵害された場合や侵害されるおそれがある場合、納税者がその実情を訴え救済を求めるものである。同時に99年には各税務署に「納税者サービスセンター」を設置し、併せて国税庁長官が「税務行政サービス憲章」を税務職員の規範として作成している。「税務行政サービス憲章」は冒頭に「国民の愛と信頼を受けるサービス機関に生まれかわろう」と述べ、次の5項目を宣言している。①納税者の権益が侵害されないよう業務を推進すること、②まず納税者の立場を考えるようにすること、③納税者の要求事項と満足度を把握し、これを反映したサービス行政を行うこと、④税務行政の執行過程を国民に知らせ、開かれた税務行政を展開すること、⑤納税者が感動するような最大限のサービスを提供すること。

しかし「仏作って魂入れず」では何にもならないため、これまでの税目中心の組織を機能別組織に変更するとともに、職員の意識改革を徹底させた。それは人事考課にも表れ、それまでの増差税額主義から納税者サイドからものを見る立場の職員や納税者保護担当官になった職員に高い人事評価を与えることとした。

2003年には納税者保護担当官のグレードをさらにアップし、「民願奉仕官制度」を全国の税務署に配置している。しかし、いかに納税者の権利を保護するといっても、国税庁の職員は役人であるから限界がある。そこで、08年になって外部の人間を半数以上入れた「納税者保護委員会」を全国に6箇所配置することとした。「納税者保護委員会」は問題事案を審議し税務行政側の権限を押さえていくことを狙いとしている。

さらに09年、既存の納税者保護担当官の上に「納税者保護官」を1名置き、これをトップとして新たに国税庁から独立した組織として誕生させている。日本は2001年に「納税者支援調整官」なる制度を発足させているが、この制度の機能は不透明で納税者にとって有効なものであるか、存在意義があるかどうか疑問である。納税者救済のための権限、中止命令権を持っていない調整官制度は無用の存在である。韓国の制度を見習う必要がある。韓国は今後必要があれば見直し、納税者の権利保護に有益な改正作業を続けていこう。たいへん勉強になった視察であった。

## (5) 米国の納税者権利保護状況

つぎに一昨年、アメリカの納税者権利保護の状況を視察した印象を簡単に述べたい。アメリカは1988年に第一次納税者権利保障法を制定したが、そのきっかけはIRS（内国歳入庁）の強権的・高圧的な差し押えであった。第一次納税者権利保障法の特徴は、納税者の権利保護に関する諸規定を整備するとともに、パンフレット「納税者としてのあなたの権利」を発行したことである。さらに調査時の録音権や代理人依頼権などを法制化した。納税者救済手続に関しては、税金オンブズマンに納税者救済命令権を付与するとともにIRSの違法な活動に対し上限10万ドルの損害賠償請求権を法定した。

96年に制定された第二次納税者権利保障法は、税金オンブズマンを「納税者権利擁護官」に改称し、より納税者の権利救済に有効な組織とした。損害賠償額は10万ドルから100万ドルに引き上げられた。

98年7月には、「IRS監視委員会」の設置など民間人を積極的に採用した第三次納税者権利保障法（IRS再編改革法）が制定されている。アメリカではこのように、一度制定された権利保障法が数度にわたり見直され、より良いものにしていく努力が議会の内外で進められている。

遅れているわが国においても、政権交代の成果が出るよう、納税者の権利を保護する法律を早急に作成する必要がある。

————— \* ————— \* ————— \* —————

このあと会場から水戸議員に対する質問がたくさんあり、水戸議員は時間をオーバーして丁寧に回答してくださった。



全国から加盟団体の役員等92名が参加して開催された第18回定時総会・記念講演会

# 第18回定時総会開催さる

—一次の国会で必ず納税者権利憲章を制定させよう—

記念講演に引き続き第18回定時総会が開催された。総会には全国から92名が参加し、座長に益子良一氏（専修大学法学部講師・税理士）を選任した。北野弘久代表が入院中のため、代わって里見秀俊氏（全建総連税対部長・TCフォーラム運営委員）が開会の挨拶を行った。総会には以下の議事が提案され、異議なく承認された。

- ① 2009年度の活動報告の件（別掲）
- ② 2009年度の収支決算報告および会計監査報告の件
- ③ 2010年度の活動方針の件（別掲）
- ④ 2010年度の予算案の件
- ⑤ 2010年度の役員選任の件（別掲）

（金融委員会委員 税理士）

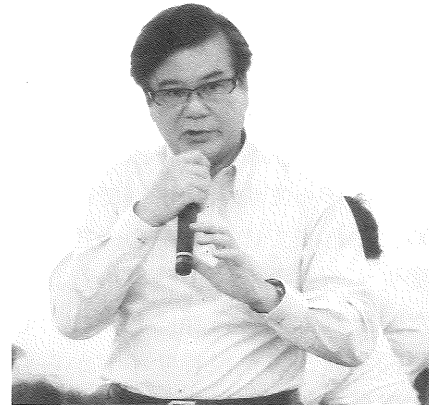


北野弘久代表にかわって定時総会で開会の挨拶を行う全建総連の里見秀俊税対部長

総会では2010年度の活動方針に関連し、4名の方々から貴重な発言があった。発言者と発言要旨は以下のとおり。

- (1) 保団連事務局の松山洋氏から、診療所・医院に対する税務調査の最近の実情が報告された。プライバシーの侵害や医師の都合を無視した強引な調査が行われているという指摘があった。
- (2) 税の徴収問題に詳しい角谷啓一税理士から、最近の租税徴収、とりわけ地方税の滞納整理において人権を無視した強制的徴収が行われており、餓死者や自殺者が出ている実態が紹介され、納税者権利憲章ないし納税者権利保護法の中に徴収における人権侵害についても規定すべきだとの発言があった。
- (3) 長谷川博税理士（日本大学法科大学院講

師）から、納税環境整備小委員会（座長・三木義一青山学院大学教授）の審議状況や日税連、日弁連等からのヒヤリングの状況、6月末までに「論点整理」が提示される予定、との発言があった。また、同小委員会は「国税通則法一部改正」より、日弁連が提唱している「納税者権利保護法（仮称）」を新設する方向が強いとの報告があった。



日弁連の提唱する「納税者権利保護法（仮称）」の検討状況を報告する長谷川博税理士

- (4) 鶴見祐策弁護士から、納税者権利憲章問題をマスコミがなかなか取り上げない状況について、人権を無視した税務行政が行われている実情をマスコミに知らせていく必要があり、そうした人権を無視した税務調査をなくすために納税者権利憲章ないし納税者権利保護法の制定が必要であることをわからせていくしかないとの発言があった。



納税者権利憲章問題をマスコミにとりあげさせるため、人権を無視した税務調査の実態を知らせていくことが必要と発言する鶴見祐作弁護士

## 定時総会で承認された2009年度の活動報告

### TCフォーラムこの1年の活動報告

2009年4月1日～2010年3月31日

- ① 2009年4月7日 総会に先立ち記念講演をお願いした民主党税制調査会会長（当時、後に財務大臣）・藤井裕久氏と打ち合わせ。
- ② 2009年5月16日 第17回定時総会を開催（於、東京税理士会館）。定時総会に先立ち特別講演として藤井裕久氏（民主党税制調査会会長・当時）を招き「納税者権利憲章の制定は近い—民主党税制改革アクションプログラム詳説—」と題して記念講演をしていただく。参加者は会場いっぱいとなる全国から約100名。定時総会には自民1人、公明2人、民主9人、社民1人、共産3人、みんなの党1人の衆参両院議員等17人からメッセージをいただく。総会では指呼の間に迫った総選挙の結果によっては、納税者権利憲章の制定の可能性がぐっと近づく可能性があり、引き続き国会議員に対し法案の上程及び成立を求める運動を強めていくことが確認された。
- ③ 2009年6月3日 「TCフォーラム中央情報第24号」（藤井裕久氏の講演と総会特集号）発行。
- ④ 2009年8月30日 衆議院選挙、民主党308議席をとり圧勝。鳩山内閣誕生。
- ⑤ 2009年9月9日 衆議院選挙の結果を受け緊急事務局会議開催。国税通則法一部改正を早急に行うために新しい「要請書」を作成することとした。
- ⑥ 2009年10月1日 「納税者の権利憲章をつくる大阪の会（OTC）」定期総会・講演会（講師・北野弘久TCフォーラム代表委員）開催。
- ⑦ 2009年10月8日 民主党政府による税制調査会発足。会長に財務大臣・藤井裕久氏、企画委主査に峰崎直樹財務副大臣が就任。
- ⑧ 2009年10月29日 海江田万里衆議院議員とTCフォーラム事務局メンバーが国会内で面談。国会情勢について情報交換を行う。
- ⑨ 2009年11月18日 衆参財務金融委員、民主党税調のメンバー等約100名に対し、「要請書一次の通常国会において国民の権利利益の保護に資するため国税通則法の一部を改正して納税者権利憲章を制定することを求めます—」を配布。12月2日の院内集会出席要請も行う。
- ⑩ 2009年12月2日 「国税通則法一部改正・納税者権利憲章制定を求める院内集会」開催。

国会議員18名参加（秘書出席10人を含む）。

- ⑪ 2009年12月18日 「TCフォーラム中央情報第25号」（12月2日の院内集会特集号）発行。
- ⑫ 2010年1月14日 運営委員会開催。2010年4月7日に再び院内集会を開催することを決定。藤井財務大臣退任、新財務大臣に菅直人氏就任。
- ⑬ 2010年1月20日 分かりやすい新しいビラ「私たちTCフォーラムは納税者の権利保護のため早急に国税通則法を改正することを求めます」を作成。また、会員拡大のため、過去のTCフォーラムの運動の歴史をまとめた「TCフォーラムとは」を作成。
- ⑭ 2010年3月23日 運営委員会開催。4月7日の院内集会成功のための打ち合わせを行う。
- ⑮ 2010年4月1日 衆参約70名の国会議員に要請行動。

## 定時総会で承認された2010年度の活動方針

### 2010年度TCフォーラム活動方針

TCフォーラム（納税者権利憲章をつくる会）は、会則第1条「納税者（タックスペイヤー）の権利保護のため、納税者権利憲章の制定を目指し、ひろく世論を喚起し、納税者の権利を確立することを目的とする」との規定にのっとり、国税通則法の改正による納税者権利憲章の制定を目指し以下の活動を行う。

- 1、国民の権利利益の保護に資するため国税通則法を改正し、「納税者権利憲章」を制定するため、随時市民集会やシンポジウムを開催するなど、幅広い運動を展開する。本年度は、まず6月12日開催の第18回定時総会・講演会（於、東京税理士会館）を開催する。講演は民主党参議院議員・財務金融委員会委員・水戸将史氏（税理士）にお願いし、国会情勢と納税者権利憲章制定の意義について講演をしていただく。
- 2、現在、納税者権利憲章（仮称）制定問題は税制調査会専門委員会・納税環境整備小委員会（座長・三木義一青山学院大学教授）において検討中であるが、これを早急に国会議員によるP. T.にあげたうえ、国会に上程するよう引き続き強力な運動を展開する。具体的には国会内集会や国会議員との勉強会を開催する。
- 3、納税者に対する権利侵害の状況を調査・集約し、広く世論に訴える。納税者権利憲章制定がいかにか重要かをマスコミ関係者へ働きかける。

4、業界団体、弁護士会、税理士会、その他の団体や世界各国の納税者団体と連携して活動を展開する。とりわけ、地方税等において人権を無視した税の取立てが行われており、この面からも納税者の権利保護が重要であるこ

とを訴えていく。  
5、会員に対しニュース「TCフォーラム中央情報」を随時発行し情報を知らせるとともに、会員拡大に努め組織を強化する。

定時総会で承認された2010年度TCフォーラム役員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
代表委員	北 野 弘 久	日本大学名誉教授
運営委員	荒 川 俊 之	税制経営研究所・税理士
同	佐 伯 正 隆	税経新人会全国協議会事務局長・税理士
同	坂 田 覚	全国青年税理士連盟会長・税理士
同	里 見 秀 俊	全建総連税金対策部長
同	中 山 真	全国商工団体連合会常任理事
同	鶴 見 祐 策	第一法律事務所・弁護士
同	富 山 泰 一	不公平な税制をただす会事務局長・税理士
同	永 沢 晃	東京税財政研究センター理事長・税理士
同	平 石 共 子	第一経理事務所・税理士
同	森 茂	全国保険医団体連合会
事務局長	湖 東 京 至	元静岡大学教授・税理士
事 務 局	金 田 弘 幸	全建総連税対部
同	長谷川 博	日本大学法科大学院講師・税理士
同	槐 島 明 香	全国商工団体連合会事務局
同	松 山 洋	全国保険医団体連合会事務局
同	益 子 良 一	専修大学法学部講師・税理士
同	吉 本 貢	税理士
会計監事	坂 内 直 治	税理士
同	宮 本 浩 一	税理士

なお、代表委員の北野弘久氏については、総会終了後の6月17日に逝去されましたので、次回の役員会において検討することといたします。

## 5 党33名の国会議員から熱いメッセージ届く

総会に先立ち、本定時総会にメッセージをいただいた衆参国会議員の方々の氏名メッセージ内容の紹介があった。本年度は33名という多数の国会議員からメッセージを頂戴した（お名前は7頁に掲載）。この数は昨年17人、一昨年の16名を大きく上回るもので、国会議員の方々の納税者権利憲章制定に対する関心が高まっていることを物語っている。党派別に見ると、民主党が26名と最も多く、日本共産党が3名、社民党が2名、みんなの党1名、公明党1名の5党となっている。国民新党、自民党は依頼したもののみが来なかった。

メッセージの内容も形式的なものは少なく、これまでの運動の成果や納税者権利憲章制定の必要性、次期国会で必ず制定することを誓うといった熱っぽい内容のものが多かった。また、菅内閣になって新たに重要なポストについた古川元久内閣官房副長官、海江田万里衆議院財務金融委員長、池田元久財務副大臣など、TCフォーラムの運動に積極的に関わってきた議員からもメッセージがあった。さらに納税者権利憲章制定のキーマンとなる参議院財政金融委員長の大石正光氏、衆議院財務金融委員会理事の中塚一宏氏、同石井啓一氏、参議院財政金融委員会筆頭理事の円より子氏、千葉景子法務大臣、滝実衆議院法務委員長をはじめ、衆参財金委員会のメンバー等からメッセージを頂戴した。



33名の国会議員から熱いメッセージが寄せられたと報告する湖東京至事務局長

# TCフォーラム第18回定時総会 (2010. 6. 12)

## にメッセージをいただいた国会議員の方々(到着順)

	お名前	所属政党	衆参別	選挙区	肩書き、所属委員会等
1	峰崎直樹	民主党	参議院議員	北海道	財務副大臣
2	前田武志	同	参議院議員	比例	財金委員会委員
3	渡辺義彦	同	衆議院議員	比例近畿	財金委員会委員
4	千葉景子	同	参議院議員	神奈川	法務大臣
5	滝実	同	衆議院議員	奈良2区	法務委員会委員長
6	古川元久	同	衆議院議員	愛知2区	内閣官房副長官
7	岡田康裕	同	衆議院議員	兵庫10区	財金委員会委員
8	水戸将史	同	参議院議員	神奈川	財金委員・税理士
9	富岡由紀夫	同	参議院議員	群馬	財金委員会委員
10	円より子	同	参議院議員	比例	財金委員会筆頭理事
11	風間直樹	同	参議院議員	比例	財金委員会委員
12	渕上貞雄	社民党	参議院議員	比例	社民党副党首
13	岸本周平	民主党	衆議院議員	和歌山1区	財金委員会委員
14	渡辺喜美	みんなの党	衆議院議員	栃木3区	党代表
15	海江田万里	民主党	衆議院議員	東京1区	財金委員長
16	石井啓一	公明党	衆議院議員	比例北関東	党政調会長代理・財金理事
17	下条みつ	民主党	衆議院議員	長野2区	財金委員会委員
18	佐々木憲昭	日本共産党	衆議院議員	比例東海	財金委員会委員
19	大門実紀史	同	参議院議員	比例	財金委員会委員
20	小山展弘	民主党	衆議院議員	静岡3区	財金委員会委員
21	阿部知子	社民党	衆議院議員	比例南関東	党政審会長
22	近藤和也	民主党	衆議院議員	石川3区	財金委員会委員
23	藤井裕久	同	衆議院議員	比例南関東	前財務大臣
24	伴野豊	同	衆議院議員	愛知8区	前党副幹事長
25	高木義明	同	衆議院議員	長崎1区	議運筆頭理事
26	吉井英勝	日本共産党	衆議院議員	比例近畿	経済産業委員会委員
27	菅川洋	民主党	衆議院議員	比例中国	財金委員・税理士
28	斎藤つよし	同	衆議院議員	比例南関東	外務委員会委員
29	大石正光	同	参議院議員	比例	財政金融委員長
30	池田元久	同	衆議院議員	神奈川6区	財務副大臣
31	和田隆志	同	衆議院議員	広島7区	財金委員会委員
32	山下八洲夫	同	参議院議員	岐阜	党参議院副会長
33	中塚一宏	同	衆議院議員	神奈川12区	財金委員会理事

## 北野弘久先生(TCフォーラム代表委員・日本大学名誉教授)御逝去

去る2010年6月17日、TCフォーラム創設以来、代表委員をつとめてこられた北野弘久先生が骨髄性白血病で急逝されました。ご葬儀は北野先生とご家族のご意向により、密葬(家族葬)とし、ご香典、生花等につきましては固くご辞退申されていますので、ご配慮下さい。

なお、北野先生の御遺志により「北野弘久先生をおくる会」を下記の要領で開催することになりました。

日 時 2010年7月11日(日曜日) 午後12時30分受付開始、1時より開会  
場 所 アルカディア市谷・私学会館(千代田区九段北4-2-25)  
会 費 8,000円



2009年12月2日、納税者権利憲章制定を求める院内集会で「番号制など他の納税環境整備問題に優先して、真っ先に国税通則法を改正して納税者の権利を保護すべきだ」と熱のこもった開会の挨拶をする北野弘久TCフォーラム代表委員